○四国地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字岸ノ下一一八八番三から同市萩生字岸ノ下一一六六番二まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道十一号及び百九十二号　新居浜市萩生字岸ノ下一一八八番三から同市萩生字岸ノ下一一六六番二まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月六日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

イ	西部事務所
ロ	静岡県静浜松市中区元城町二百六番地の四十
ハ	東部事務所
ニ	静岡県静岡市沼津色八百十六番地の一
ホ	藤枝支所
ヘ	静岡県藤枝市田沼三丁目十一番二十一号
ト	袋井支所
チ	静岡県袋井市高尾町五百二十二番地
リ	富士支所
ヌ	静岡県富士市瓜島町百九番三号

国会事項

衆議院

議長、副議長当選

十一月一日議長及び副議長選挙の結果、次のとおり当選した。

議長　大島　理森

副議長　赤松　広隆

常任委員長選任

十一月一日議院において、次のとおり常任委員長を選任した。

議院運営委員長　古屋　圭司

会期議決通知及び通知書受領

十一月一日本院は第百九十五回国会の会期を三十九日間と議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

又同日伊達参議院議長から大島議長宛、参議院は第百九十五回国会の会期を三十九日間と議決した旨の通知書を受領した。

内閣総理大臣指名奏上及び通知

十一月一日国会は衆議院議員安倍晋三を内閣総理大臣に指名したことを奏上し、その旨参議院に通知した。

内閣総理大臣指名通知及び通知書受領

十一月一日本院は衆議院議員安倍晋三を内閣総理大臣に指名し、その旨参議院に通知した。

又同日伊達参議院議長から大島議長宛、参議院は衆議院議員安倍晋三を内閣総理大臣に指名した旨の通知書を受領した。

内閣総理大臣任命式に列席

十一月一日大島議長は、内閣総理大臣の任命式に列席した。

通知書受領

十一月一日、安倍内閣総理大臣から向大野事務総長宛、次の通知書を受領した。

内閣閣第一六二号

平成二十九年十一月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院事務総長　向大野　新治殿

内閣は、日本国憲法第七十条により、本日総辞職することに決定いたしましたから、国会法第六十四条によって、この旨通知いたします。

質問書提出

十一月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

河野外務大臣の就任直後の会見における日米原子力協定に関わる認識に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

核燃料サイクルについての世耕経済産業大臣の発言に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

今次の総選挙の執行に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

神戸製鋼所の製品のデータ改ざんに関する質問主意書（逢坂誠二提出）

国難突破解散の意味に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

議事日程

十一月二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号

平成二十九年十一月二日（木曜日）

午後一時開議

第一　常任委員長の選任

第二　常任委員長の選挙

第三　憲法審査会委員の選任

第四　情報監視審査会委員の選任

第五　政治倫理審査会委員の選任

辞令

衆議院参事に任命する　黒保　浩介

議長秘書を命ずる　泉　貴仁

衆議院参事に任命する

副議長秘書を命ずる

（委員部第三課）衆議院参事　中川　浩史

副議長秘書を命ずる（以上十一月一日）

参議院

特別委員長選任

十一月一日次のとおり特別委員長を選任した。

災害対策特別委員長　河野　義博

沖縄及び北方問題に関する特別委員長　石井　浩郎